

仕様書

1 借受名称

中央図書館及び地区図書館用自動体外式除細動器（AED）賃貸借

2 借受期間

令和8年（2026年）1月1日～令和11年（2029年）12月31日（48か月）

3 納入期限

令和7年（2025年）12月22日

4 納入・検査場所及び数量

施設名	住所	電話番号	数量 (セット)	1セット内訳	
中央図書館	札幌市中央区南22条西13丁目	011-512-7330	1	AED 本体	1台
新琴似図書館	札幌市北区新琴似7条4丁目	011-764-1901	1	電極パッド	2個
元町図書館	札幌市東区北30条東16丁目	011-784-0841	1	バッテリーパック	1個
東札幌図書館	札幌市白石区東札幌4条4丁目	011-824-2801	1	救急セット	1組
西岡図書館	札幌市豊平区西岡3条6丁目	011-852-8111	1	キャリングケース	1個
澄川図書館	札幌市南区澄川4条4丁目	011-822-3730	1	AED 設置表示用シール	1枚
山の手図書館	札幌市西区山の手4条2丁目	011-644-6822	1	取扱説明書	1式
曙図書館	札幌市手稲区曙2条1丁目	011-685-4946	1		
計			8		

5 規格

以下の規格及び数量を満たす物品

※ 規格を示す例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。

※ 適合品は下表の①又は②のとおりとする。同等品で参加する場合は、入札書提出期限まで、担当課に同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び承認を受けること。

なお、電子メールで提出する場合は、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課メールアドレス宛てに送信すること。

※ 同等品の判断には時間を要することがあるため、担当課への同等品確認依頼は、確認に要する時間と、入札書提出期限を考慮の上依頼すること。

【適合品】

	メーカー	型番等	品名等	数量
①	日本光電工業 (株)	AED-3200	AED 本体（バッテリーパック、使い捨てパッドを含む等標準的な付属品を含む）	8
		P-740	電極パッド（予備）	8
②	日本ストライカー (株)	ライフパック CR2 オートショック cprINSIGHT	AED 本体（バッテリーパック、使い捨てパッドを含む等標準的な付属品を含む）	8
		11101-000021	電極パッド（予備）	8

【規格】

品目	項目	規格	数量内訳 (AED 1 台あたり)
自動体外 式除細動 器（本 体）	承認他	・医療機器として薬機法（旧薬事法）に基づく承認を受けていること（電極パッド含む）。	1 台
	使用者	非医療従事者の使用が認められている機器であること。	
	電極パッドの接続	電極パッドを本体に接続したまま保管できる構造を有すること。	
	小児への対応	切替スイッチ等の容易な操作により、成人モードと小児モードの切り替えが可能なこと。	
	動作等	電極パッドを貼ることにより自動で心電図解析を開始し、電気ショック必要時のみ充電を行うこと。 また、オートショック機能を有しており、ボタン操作なしで電気ショックを実施することが可能なこと。	
		使用時の心電図波形およびイベント情報データを保存できる機能を有すること。またそのデータが再生可能であること。	
	音声ガイド	本体の使用過程に連動し、日本語による音声ガイド機能を有すること。	
	セルフテスト	本体、バッテリー及び電極パッドが使用可能な状態かどうかを毎日確認するセルフテスト機能を有し、不具合が検出された場合は音や表示で警告する機能を有すること。	
遠隔監視	セルフテストの結果について、遠隔監視システム等を用いて正常に使用できる状態が保たれていることを受注者が把握すること。 ※Wi-Fi 環境がなくても使用できるものとす		

		る。	
	動作環境	0°Cから 50°Cの環境で正常に使用できること。	
	寸法	(W)250×(D)280×(H)130mm以下。	
	その他	<p>正常な使用状態で故障した場合には、無償修理を行うものとし、その保証期間は、借受期間を含む4年以上とする。</p> <p>納品機器はすべて新品のものとする。</p>	
付属品	電極パッド	<p>医療機器として薬機法（旧薬事法）に基づく承認を受けており、成人と小児に共通して使用可能であること。</p> <p>使用期限及び待機寿命を把握し、適正な時期に提供すること。又、除細動電極パッドを救命活動により使用した場合は、新しい電極パッドを提供すること。</p>	2個 (本体用と予備用)
	バッテリーパック	<p>100回以上の除細動ショックまたは5時間以上の動作(モニタリング)が可能であるもの。</p> <p>使用期限及び待機寿命を把握し、適正な時期に提供すること。使用期限が切れる際には、無償交換すること。また、特殊な工具等を用いることなく交換できること。</p>	1個
	救急セット	最低限構成（ハサミ、蘇生用マウスピース、剃刀（又は脱毛テープ）、手袋）	1組
	キャリングケース	本体及び電極パッド、救急用品（ハサミ・蘇生用マウスピース等）が収納できること。	1個
	AED設置表示用シール		1枚

6 特記事項

- (1) 全数量同一メーカー同一規格で統一すること。
- (2) 納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- (3) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明書を求めることがある。その場合、出荷証明書の提出が可能なことを契約（発注）の条件とする。
- (4) 使用できる状態で納品し、使用方法を各納入場所の担当者に説明すること。
- (5) 契約期間満了時の当該機器の引き取りは、受注者の負担とする。
- (6) AED の納入及び返還にかかる運搬料等諸費用は、本契約に含むものとする。
- (7) 借受期間中は常時、正常に使用できる状態を保ち、発注者から機器の状況の確認があった場合は、遅滞なく報告できること。
- (8) 通常の保管管理下での故障・破損には、代替 AED を配備した上で機器を回収し修理・保守等を行う。
- (9) 受注者が AED 等医療機器の修理・保守等に係る許可を受けていない場合、受注者の負担で適正に履行できる事業者を実施させること。ただし、この場合、事前に担当課の承諾を得ること。
- (10) 受注者は、機器納入後、梱包材を速やかに引取ること。

(1) リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議することができる。

7 連絡先（担当課）

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課（担当：大鎌）

〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目

電話：011-512-7330 メールアドレス chuolib-soumu-keiyaku@city.sapporo.jp